

第4 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争とは

個別労働関係紛争とは、労働者個人と事業主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブルのことです。

秋田県労働委員会では、平成14年1月から、個別労働関係紛争についても、当事者双方の話し合いにより円満に解決されるようあっせんを行っています。

2 個別労働関係紛争あっせん制度の内容

(1) あっせんとは

個別労働関係紛争のあっせんは、秋田県労働委員会のあっせん員3名が労働者と事業主の双方から主張をお聞きし、専門的立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、妥協点を見いだしながら、あっせん案を示すなどして紛争が解決するよう努力する方法です。

例えば、次のようなことでお困りの際に御利用ください。

○労働者の方

- ・突然解雇された、解雇を告げられた。
- ・一方的に賃金を引下げられた。
- ・職場で上司からパワハラを受けている。

○事業主の方

- ・解雇、雇止めにな得がいけないと言われ、もめている。
- ・社員が配置転換を拒否して従ってこない。
- ・社員に業務上の指導をしたら、パワハラを受けたと主張され、困っている。

(2) あっせんの対象者

あっせんを申請できるのは、秋田県内に所在する事業所の労働者及び事業主です。

ただし、国家公務員、地方公務員は、一部の職員（地方公営企業の職員、単純な労務（用務員等）に雇用される一般職の地方公務員等）を除き、あっせんの対象者とはなりません。

(3) あっせんの対象とならない紛争

あっせんの対象は、個別労働関係紛争のうち当事者が解決の意思を有するものです。

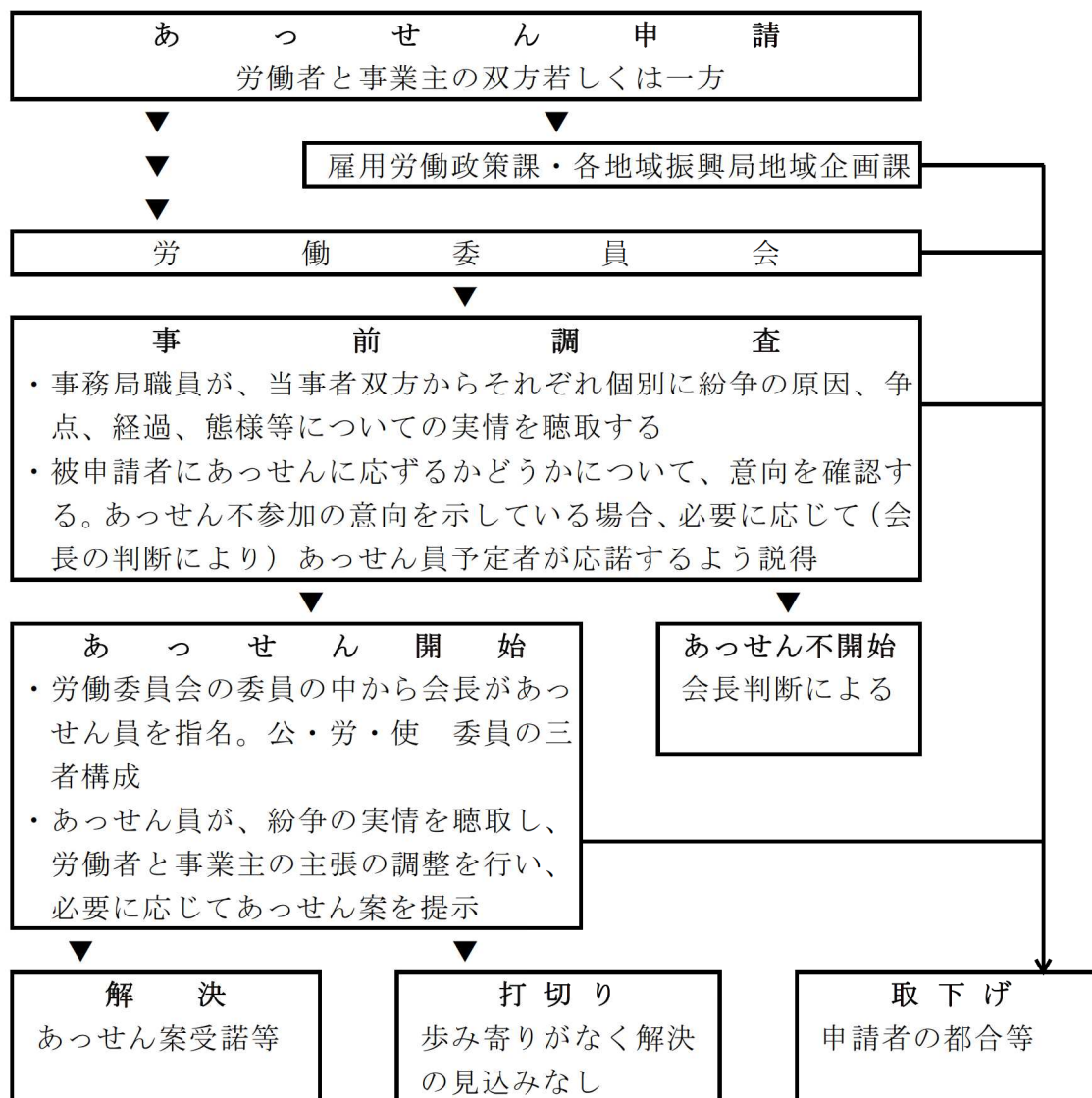
なお、次の紛争は、あっせんの対象となりません。

- ・ 県外の事業所で発生した紛争
- ・ 単なる私的な争いと認められる紛争
- ・ 労働組合と事業主間で解決済又は交渉中の紛争
- ・ 都道府県労働局に設置された紛争調整委員会において、あっせんが行われている紛争
- ・ 労働基準法等労働関係法令違反の紛争又は法令等に基づき他の機関で指導等が予定されている紛争
- ・ 裁判所において係争中である又は確定判決が出された紛争
- ・ 裁判所の民事調停において手続が進行している又は調停が終了した紛争
- ・ その他あっせんの対象とすることが適当でないと認める紛争

(4) あっせん員・あっせん員候補者

あっせンを担当する者を、あっせん員といい、会長が労働委員会の委員の中から指名します。

(5) あっせんの流れ



ア あっせんの開始

(ア) あっせんの申請

まず、労働者若しくは事業主の一方あるいは双方が、あっせん申請書を提出します。労働組合や労働者の団体での申請はできません。

(イ) 事前調査

事務局職員が、紛争当事者からそれぞれ個別に紛争の原因、経過、主張等について聴き取りします。

また、労使いずれか一方からの申請の場合には、あっせんに応ずるかどうかにについて、被申請者の意向を確認します。

(ウ) あっせんの不開始

会長は、あっせんの必要がないと認めたときや紛争の実情があっせんに適さないと認めたときなどは、あっせんを行わないことがあります。

(エ) あっせん員の指名

会長は、あっせんを行うことを適当と認めたときは、労働委員会の委員の中からあっせん員を指名します。

あっせん員は、公・労・使の三者構成を原則としています。

(オ) あっせん参加に向けた働きかけ

被申請者があっせん不参加の意向を示している場合、必要に応じて、あっせん員予定者が被申請者に対し、応諾するよう説得を行います。

イ あっせん活動

あっせんの進め方は、おおむね次のとおりです。

なお、あっせんの期間及び回数については、第1回のあっせんで解決に至らなかったが、あっせん継続により解決の可能性があるとして認められ、かつ、紛争当事者に異議がないときは、あっせん員の協議により、原則として、おおむね1か月以内に次回を開催し、3回程度まであっせんを継続します。

(ア) 事情聴取

あっせん員が、紛争当事者双方から事情を聴き取り、主張の要点を確かめ、紛争の争点はどこにあるかを整理し明らかにします。

(イ) 主張の調整等

あっせんを求めている事項について、あっせん員は、労使間の意思疎通を図りながら、公平な立場で紛争当事者間の主張を取りなして歩み寄りを図り、解決に努めます。

ウ あっせんの終結

(ア) あっせん案の提示

紛争当事者双方があっせん案の提示を求めたとき又は紛争当事者の主張に多少の隔たりはあるものの、あっせん案の提示が適当と判断されるときは、あっせん員が紛争当事者にあっせん案を示し、これを受諾して紛争を解決するよう勧めます。

あっせん案を一方が受諾しても他方が受諾しない限り、解決とはなりません。

(イ) あっせんの打切り・取下げ

被申請者があっせん員が説得しても応諾を拒否して、あっせんを開催することが不可能であるときや、紛争当事者の主張の隔たりが大きく、あっせんを継続しても解決の見通しが立たないとき、あっせん員は、あっせんを打ち切ります。

また、あっせん申請者は、いつでも白らの意思で申請を取り下げることができます。

紛争当事者の自主解決により申請が取下げられることもあります。

(ウ) 解決

紛争当事者双方があっせん案を受諾した場合は、紛争は解決に至ります。

なお、関係当事者の対立意見を調整し、説得を図りながら、解決へ向けたあっせん案を検討し、双方からの合意を取り付けるところまでが労働委員会の関与できる業務です。当事者が任意に合意内容にある債務を履行しないときは、それを理由として、別途裁判所に訴訟を提起する等の必要があります。

3 他機関の個別労働関係紛争解決制度との違い・特色

個別労働関係紛争のあっせんは、労働委員会のほかにも、厚生労働省秋田労働局、秋田県社会保険労務士会等で行われています。

制度の内容はいずれの機関でもおおむね同じですが、労働委員会の制度は、解決に当たるのが1名ではなく、原則として公・労・使各側1名のあっせん員3名で、よりきめ細かに対応していること、1回のみでなく、場合により3回程度まであっせんを継続し解決を図っていることが主な特色です。

あっせんについて (Q & A)

Q： あっせんの申請をするには、具体的にどのようにしたら良いのですか？

A： あっせん申請書に相手側と話し合いたいこと（あっせん事項）、主張、紛争のこれまでの経過等を記入し、提出していただきます。必要に応じて、事務局職員が記入のお手伝いもいたします。オンラインでの申請も可能となっています。

申請をお考えのときは、手続等について詳しく御説明いたしますので、事前に事務局に御相談ください。

Q： あっせん当日はできれば相手側と顔を合わせたくないのですが、可能でしょうか？

A： あっせんでは、通常、双方からそれぞれ個別にお話を伺い、その間一方には控室で待機していただきますので、顔を合わせることは、ほとんどありません。

Q： 労働局等にあっせん申請しましたが、不調に終わりました。同じ内容で労働委員会にあっせん申請することができますか？

A： できます。ただし、労働局等であっせん中や解決済みの場合は、申請することはできません。特別な事情があるときなどは、御相談ください。

Q： 双方が受諾したあっせん案を相手方が履行してくれませんが、どうしたら良いのですか？

A： 合意したあっせん案には法的な強制力はありませんので、履行してもらうには、別途裁判所に履行を求める訴訟を提起して勝訴する等の必要があります。